

芦屋市都市計画マスタープランの改定について

**【報告事項】**

# 芦屋市都市計画マスタープラン(素々案)

## 目 次

### 序章

1. はじめに	3
---------	---

### 第1章 現状と改定の方向性

1. 芦屋市の特性	9
2. 現状と課題	11
3. 市民アンケート結果の概要	18
4. 全国的な潮流	23
5. 改定の視点	24

### 第2章 全体構想

1. 目指すべき将来像	27
2. 将来都市構造	31
3. まちづくりの整備方針	36

### 第3章 地域別構想

### 参考資料



# 序 章

## 1 はじめに



# 1

## はじめに

### (1) 都市計画マスタープラン改定の背景

「芦屋市都市計画マスタープラン」（以下、「本マスタープラン」）は、本市の特色を踏まえた目指すべき都市像とその実現のため、具体的な方針を示すものとして平成17年に策定しました。

本市は阪神・淡路大震災（平成7年）により、甚大な被害を受けましたが、新たな市街地の整備や社会基盤整備などの復旧・復興のまちづくりを推進してきました。

また、本マスタープランのまちづくりの理念に基づき、緑豊かな高質な都市空間づくりの推進や、人にも環境にも優しく文化を育む活力ある国際文化住宅都市として、芦屋らしい品格のある景観や良質な住宅環境を形成してきました。

しかし、近年では、人口減少、少子高齢化の進展、未曾有の大規模災害発生など、社会情勢は大きく変化しています。今後は一層、それらに対応していくための都市づくりが求められています。

今回の本マスタープランでは、そのような社会変化のなかで、生活の利便性や都市の活力を維持し、豊かな自然や歴史・文化、良好な住環境などの魅力ある芦屋のまちを、次の世代に継承していくための将来像や具体的なまちづくりの方向性を示すものとして改定を行いました。



まちの写真

昭和〇年頃



まちの写真

平成〇年頃



現在

## (2) 計画の位置づけ

本マスタープランは、「第5次芦屋市総合計画」および「阪神地域都市計画区域マスタープラン」等の上位計画や分野別関連計画と大きく関係していることから、これらの計画の内容との整合を図りつつ、計画を策定します。

なお、本マスタープランの計画目標年次は、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後の令和12年度としています。

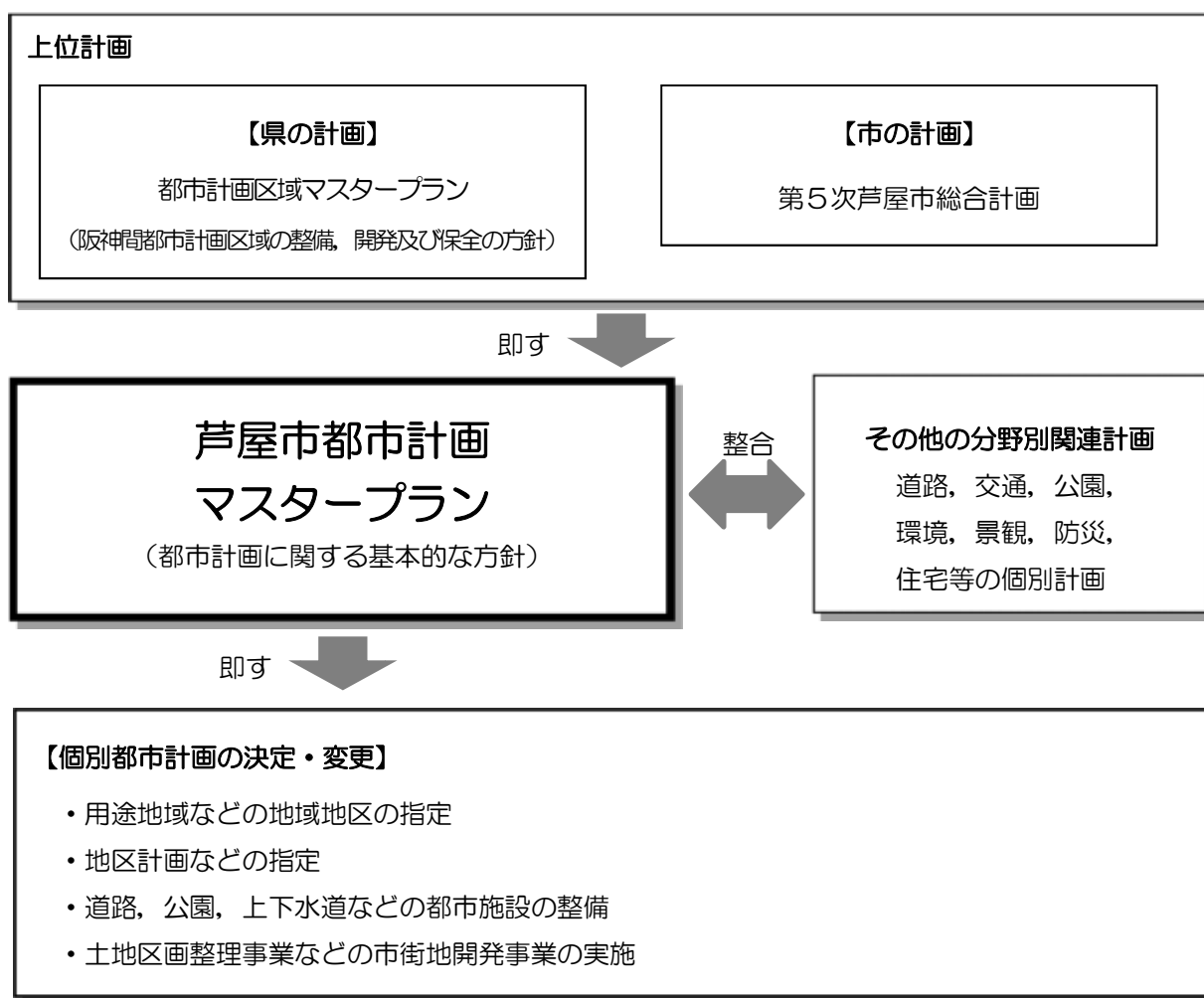


図 芦屋市都市計画マスタープランの位置付け

### (3) 都市計画マスタープランの目的と役割

本マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置付けられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、上位計画などを踏まえ、定めるものです。

本マスタープランの果たす目的は、次のようになります。

#### ◆ 実現すべき具体的な都市の将来像を示します

本市の将来像を明らかにし、今後の都市づくりの目標や方針を定めます。

#### ◆ 土地利用規制や各種事業の都市計画決定、変更の指針とします

都市計画を決定・変更する際の指針を定めます。

#### ◆ さらなる市民参画や協働のまちづくりを推進します

市民参画や協働のまちづくりを促進するための方策を示します。

### (4) 計画の対象区域

本マスタープランの計画対象区域は、芦屋市全域とします。本市は全て阪神間都市計画区域であり、市域の北部を除く市街地が市街化区域となっています。



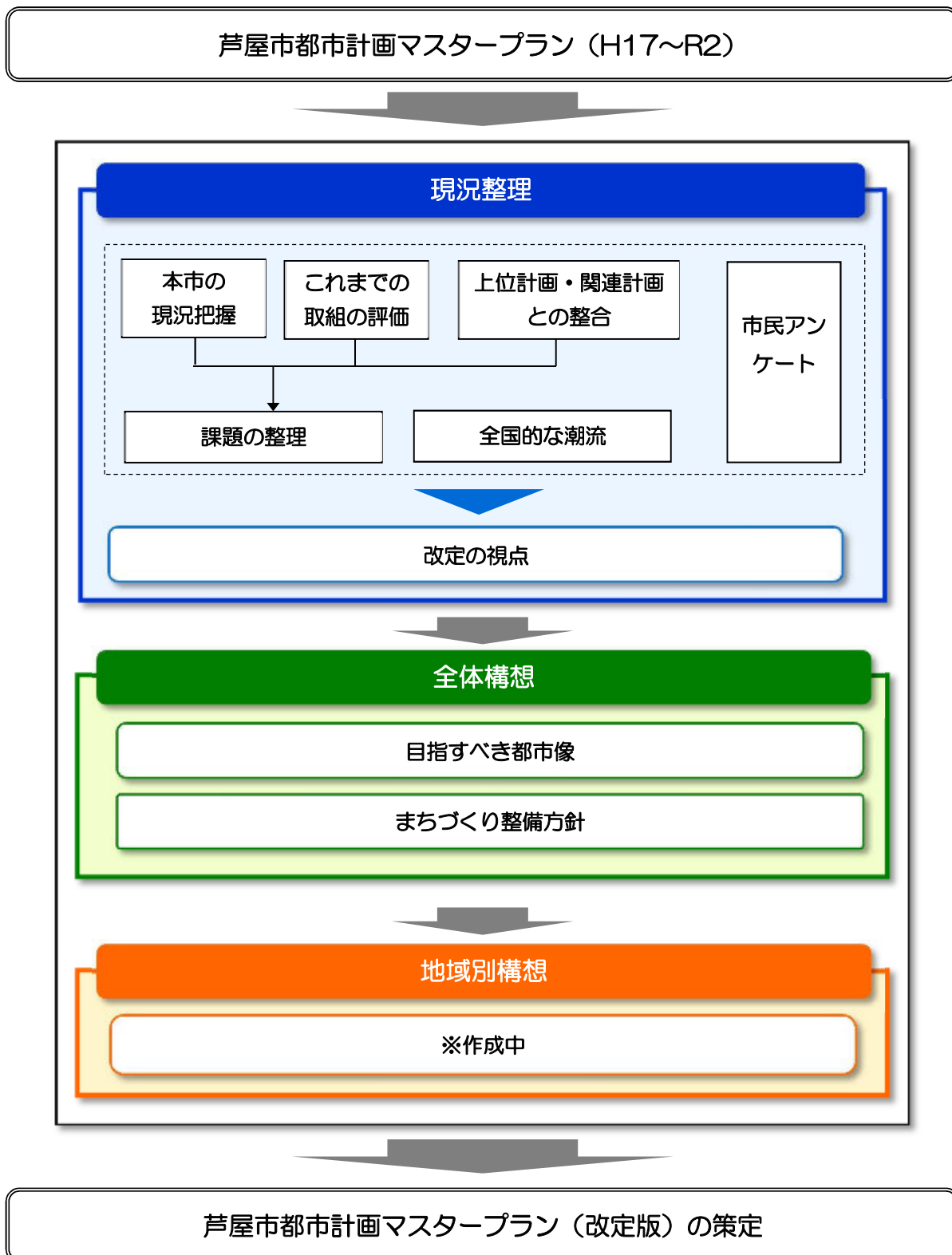
図 計画対象区域



## (5) 計画改定の手順

本マスタープランは、下記の手順により改定を行います。

(都市計画マスタープラン作業項目)



# 現状と改定の方方向性

- 1 芦屋市の特性
- 2 現状と課題
- 3 市民アンケート結果の概要
- 4 全国的な潮流
- 5 改定の視点



# 1 芦屋市の特性

## (1) 広域的な位置付け

本市は、兵庫県の南東部、大阪と神戸とのほぼ中央に位置し、東は西宮市、西は神戸市に隣接しています。面積は約 18.57k m<sup>2</sup>となっており、南北に細長い市域となっています。

また、本市は、北側に六甲の山並みがあり、南側は大阪湾に面しているなど豊かな自然環境を有するとともに、高速道路や国道などの広域幹線道路や鉄道駅など、交通の利便性にも恵まれるという立地条件から、良好な住宅地としてまちが形成されてきました。



図 1-1 芦屋市の位置

## (2) 市の地勢

本市は、北部地域の山地部から南芦屋浜地域の臨海部によって形成され、六甲山を頂点として南北に細長い高低差のある地形構造となっています。

山地部にある六甲山地は、ロックガーデンなどの独特の自然景観をつくりだしており、その大半が瀬戸内海国立公園六甲地域に指定され、憩いと安らぎの場として広く親しまれています。このような緑地の保全や、防災上の観点からも市街化を抑制する市街化調整区域となっております。

市街地は、六甲山地の裾野を形成している山麓部(山手地域)と、芦屋川の扇状地等からなる平坦部(中央地域)、埋立地である芦屋浜地域と南芦屋浜地域臨海部によって形成されています。このような高低差のある地形は、山地側からと海側からとの相互の眺望を良くしており、平坦な市街地からは六甲山地の緑を身近に感じることができ、また、山麓部からは、南に広がる市街地や大阪湾まで一気に見渡すことができます。さらに、芦屋川・宮川の水系軸が南北にあり、山地からと、海からとの眺望の良さを一層強調しています。

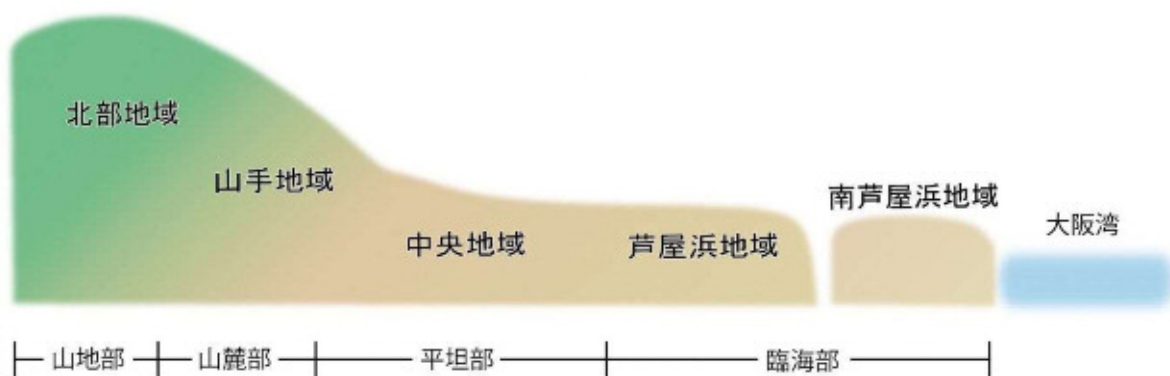


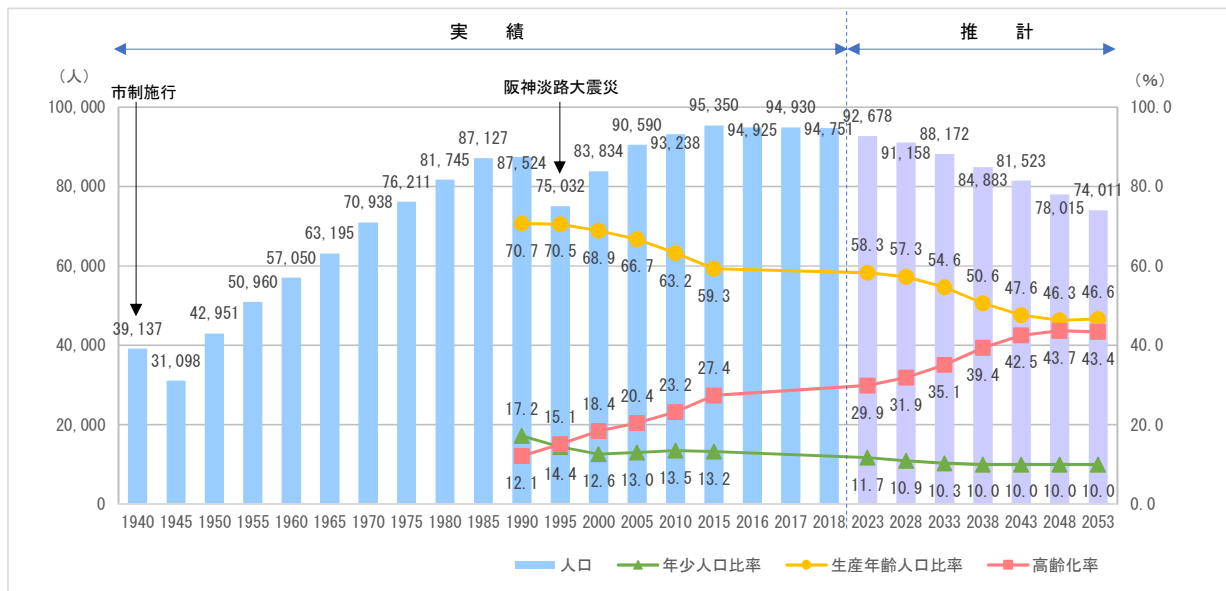
図 1-2 芦屋市の地形構造

## 2 現状と課題

### (1) 人口

#### ○現況と推計

- ・本市の人口は、1945年から一貫して増加し、1995年の阪神・淡路大震災で人口が大幅に減少しましたが、復旧・復興に伴い、2000年には83,834人に回復しました。それ以降は、2015年の95,350人をピークに増加しましたが、近年はほぼ横ばい傾向となっています。
- ・将来人口推計によると、今後は人口減少傾向となり、2033年には、約88,200人と震災前のピーク人口にまで減少し、高齢化率は35%を超えると予測されます。



資料：国勢調査（1940～2015），住民基本台帳（2016，2017，2018）各年10月1日現在，芦屋市推計（2023～2053）

#### ■課題

- ・人口減少，少子高齢化が進むことにより，働き世代の減少による地域経済や地域活力の低下，これに伴う市税収入の減少，医療・介護等の社会保障関係経費の増加，空き家の増加や店舗の減少等，市民生活や市政運営に様々な影響が生じると考えられます。
- ・生活機能の維持や充実，地域コミュニティの維持や生活サービスの確保など持続可能な都市づくりを進めるため，駅周辺などの利便性が高い地域の拠点となる場所の有効活用や公共交通の利便性の確保などの必要があります。

## (2) 土地利用

### ○現 況

- ・都市の適正な開発や維持管理，自然環境の保全を図るため，市街地の拡大を抑制しています。
- ・「芦屋市住みよいまちづくり条例」等に基づき，建築物等の規制・誘導，宅地の細分化の抑制を図っています。
- ・市域南部を中心に市街地が形成され，市街化区域が約 969ha（52.2%），市街化調整区域が約 888ha（47.8%）となっています。
- ・市街化区域のうち，住居系用途地域が約 915ha（94.5%），商業系用途地域が約 54ha（5.6%）となっており，住居系用途地域の占める割合が非常に高くなっています。

### ○これまでの取組

- 良好な住環境保全のため，市街化区域における住居系用途地域の維持
- 市街化調整区域での市街化の抑制
- 南芦屋浜地域の「潮芦屋プラン」に沿った低層住宅を中心としたゆとりある土地利用の推進
- 地区計画等の市民参画による土地利用方針等の決定



### ■課 題

- ・今後の緩やかな人口減少傾向を見据え，市街地拡大を抑制するとともに，都市空間の質を高める取組が必要です。
- ・駅周辺などの既成市街地の再整備，既存の地域資源の有効活用を図り，都市活動や生活拠点としての機能を高めることが必要です。
- ・用途地域や高度地区の指定，地区計画等の運用により，引き続き良好な住環境を保全することが必要です。

### (3) 交通環境・都市施設等

---

#### ○現 況

##### <公共交通>

- ・鉄道は、阪急神戸線，JR東海道本線，阪神本線が整備され，東西方向の都市間移動を担っています。
- ・路線バスは，市域の広範囲で運行されており，主に南北方向や各鉄道駅への移動を担っています。公共交通利用圏域は市内の大部分を網羅していますが，一部に空白地域があります。

##### <道 路>

- ・東西方向では，国道2号，43号などの広域幹線道路が整備され，都市間移動の重要な役割を果たす広域的な交通ネットワークとして機能しています。南北方向には，主に中央線や芦屋川左岸線などの幹線道路が市内の都市拠点間の交通機能を担っています。
- ・都市計画道路は，計画延長のうち87.7%が整備されていますが，主に南北方向の路線や阪急神戸線沿線の路線が未整備となっています。
- ・平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が制定され，景観や防災，通行の安全性や快適性の観点から無電柱化に取り組んでいます。市道の無電柱化率は約14.9%，無電柱化延長は32.98km（令和2年4月時点）となっており，全国の市町村で最も取組が進んでいます。
- ・道路をはじめとした都市施設等のバリアフリー化を順次進めており，特に阪神芦屋駅・市役所周辺地区においては「芦屋市交通バリアフリー基本構想」に基づき，地区の一体的なバリアフリー化の取組を進めています。

##### <公 園>

- ・都市公園は，145箇所，約59haを整備しています。昭和50年代に整備された公園が多いため，施設の老朽化が一斉に進んでいます。

##### <上下水道>

- ・水道事業は，昭和13年に給水を開始しました。現在では，管路延長約250km，主な施設として，2カ所の浄水場と10カ所の配水池を整備しています。
- ・下水道事業は，昭和10年に着手し，平成19年には下水道普及率が100%となっています。現在では，管路延長約321km，主な施設として，2カ所の下水処理場と5カ所のポンプ場を整備しています。

##### <その他の都市施設>

- ・環境処理センターでは，焼却施設が平成8年に竣工してから20年以上経過しています。また，パイプライン施設は昭和54年の芦屋浜地区での運転開始後，40年以上が経過しています。



## ○これまでの取組

- 山手幹線の整備と都市計画道路の見直し
- 親王塚公園，涼風東・西公園，南緑地の整備
- 南芦屋浜地域等における無電柱化やユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備
- JR芦屋駅南地区再開発事業の推進
- 橋梁や上下水道施設などの都市施設の適切な維持管理や老朽化施設の更新，耐震化
- 総合交通戦略，公共施設等総合管理計画の策定
- 公共建築物の建替えや大規模改修におけるユニバーサルデザインの視点を踏まえた施設整備



## ■課題

- ・交通の利便性が高い東西方向と比較し，南北方向では高低差のある地形特性や道路等の施設整備の現状などから，さらなる交通の円滑化を図る必要があります。また，社会情勢の変化等に応じて見直し等も必要です。
- ・道路等の施設整備に当たっては，生活環境に配慮しつつ，歩行者・自転車道の整備や景観の視点を踏まえた整備が必要です。
- ・今後，高齢化がさらに進むことを踏まえ，地域特性に応じた交通手段が選択できるなど，利用しやすい移動手段の確保が必要です。
- ・交通の結節点となる駅周辺では，送迎車や路線バスの駐車場，自転車駐車場の確保など，アクセスしやすい環境整備が必要です。
- ・高度経済成長期に整備された多くの公共施設や都市施設の老朽化が進むことから，引き続き，計画的な維持管理や更新，整備を図る必要があります。
- ・利用者が多い駅や施設などを対象に，重点的かつ一体的にバリアフリー整備を進めてきましたが，引き続き，まち全体においてバリアフリー化を図る取組が必要です。

## (4) 自然環境・都市環境

### ○現況

- ・「芦屋庭園都市」を目指し、計画的な公園や緑地の整備，山麓部などの緑の保全，芦屋オープンガーデンなどの市民との協働による緑化活動を進めています。
- ・風致地区や緑の保全地区の指定，景観計画の策定，地区計画の活用等により，自然環境や都市環境の保全・形成に努めています。
- ・道路交通の騒音振動対策など，環境負荷低減の施策や市内生息生物の実態調査など，環境改善を図る取組を進めています。
- ・本市の空き家率は2.6%で，全国平均の5.6%，兵庫県平均の5.7%と比較すると低い状況となっています。（総務省「住宅・土地統計調査」平成30年（2018年）より算定）

### ○これまでの取組

- 緑の保全地区の指定
- 市民参画によるまちなかの清掃活動，緑化推進
- 自然公園法等に基づく六甲山系の自然環境保全
- 騒音や大気汚染などの公害に関する調査や規制基準の遵守指導の実施
- 空き家改修費用の補助制度の運用などによる空き家活用の支援
- 耐震化セミナーの実施や相談窓口設置など，既存マンションの適切な維持管理の促進



### ■課題

- ・市民との協働による緑化活動や風致地区，地区計画，緑の保全地区などの運用により，自然環境・都市環境の保全・形成が図られており，今後も継続した取組が必要です。
- ・河川では，自然を身近に感じられる親水空間の形成を図るとともに，様々な生物の生息域としての環境保全に配慮する必要があります。
- ・引き続き，環境への負荷を軽減し，自然にやさしいまちづくりを進める必要があります。
- ・地域の活性化やコミュニティ形成，適正な維持管理を図るため，公園・緑地等における市民参画や民間活力を活かした取組を推進していくことが必要です。
- ・空き家の増加は，衛生面や景観・防災性の低下など，住環境への影響も予想されます。良好な住環境維持の観点からも，住宅ストックの活用を促進していく必要があります。

## (5) 都市景観

### ○現況

- ・緑豊かな美しい芦屋の景観を目指して、市域全域を景観地区に指定し、建築物等の形態や色彩、通り外観等について制限を行っています。特に、重要な景観要素の一つである芦屋川沿岸については、芦屋川特別景観地区に指定しています。
- ・地区の特性に応じたまちづくりを進めるため、地区計画制度の積極的な運用により、現在 22 地区（計約 441.3ha）で地区計画を策定し、地区住民との協働の下で良好な住環境・住宅地景観の形成が図られています。また、より住みよい快適なまちを目指し、地区住民自らがきめ細かいルールを定めるまちづくり協定が 7 地区で策定されています。
- ・さらに、屋外広告物の規制・誘導や、都市防災の向上にも資する無電柱化など、良好な景観を形成するための様々な取組を行っています。
- ・会下山遺跡、ヨドコウ迎賓館（旧山邑家住宅）など国指定の文化財をはじめ、現存する和館、洋館、樹林地、緑地、社寺林などがまちの景観要素となっています。

### ○これまでの取組

- 全市域を景観法に基づく景観地区に指定
- 芦屋川特別景観地区の指定
- 屋外広告物条例の制定・運用
- 地区計画など市民参画による景観に関する方針等の決定
- 旧芦屋郵便局電話事務室（現芦屋モノリス）などの国登録有形文化財の登録、
- 芦屋川の文化的景観などの日本遺産の認定
- 芦屋仏教会館などの景観重要建造物の指定



### ■課題

- ・良好な都市景観を形成するため、六甲山系や芦屋川に代表される緑豊かな自然環境を活かすとともに、歴史・文化的な資源の保全や活用、まちなかの緑化、地域特性を反映した地区ごとのルールづくりなどを、市民や事業者等との協働で進めていく必要があります。
- ・まちの魅力を高めるため、JR芦屋駅の活性化など、商業地のにぎわいを創出していく必要があります。
- ・「国際文化住宅都市」にふさわしい魅力的な都市景観の創造を目指して、景観法や都市景観条例、屋外広告物条例等に基づき、市民や事業者への周知や理解を図りながら、引き続き積極的な都市景観の形成を進めていく必要があります。

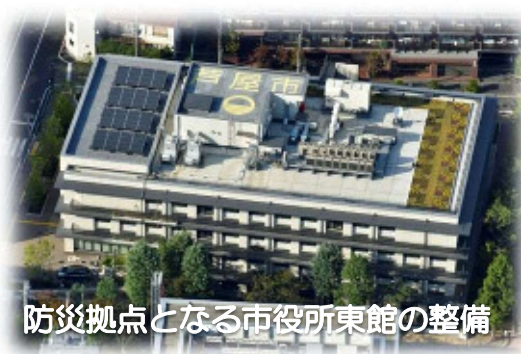
## (6) 都市防災

### ○現 況

- ・本市は、阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けましたが、土地区画整理事業の施行や山手幹線の整備、公共施設の耐震化などによる防災機能の向上、地域の防災活動への支援など、安全・安心のまちづくりを進めています。
- ・東日本大震災の発生や、気候変動に伴う台風や豪雨による甚大な被害が全国各地で起きており、本市においても例外ではなく、様々な災害が想定されます。
- ・今後、南海トラフや内陸活断層による地震が想定されており、特に、南海トラフ地震は、東海・東南海・南海トラフ地震が連動して発生する可能性もあり、広範囲に被害が及ぶことが予測されています。また、台風や高潮、豪雨等による風水害の危険性が高まっています。

### ○これまでの取組

- 無電柱化推進計画の策定、山手幹線の整備、さくら参道の無電柱化の実施
- 防災活動の拠点となる市役所東館新庁舎の完成
- 防災情報マップや津波ハザードマップによる周知・啓発
- 防災行政無線システムの運用開始
- 芦屋市耐震改修促進計画に基づく住宅の耐震化に係る事業の拡充
- 南芦屋浜の耐震護岸の救援物資集積拠点としての整備



### ■課 題

- ・近年、自然災害が全国各地で頻発しており、安全な道路空間の確保、円滑な物資の輸送や避難ルートに資する幹線道路の整備、オープンスペースや防災活動拠点の確保など、防災機能の充実を図る取組が必要です。
- ・市民・行政それぞれが日頃から災害に備え、今後も国や県、地域と一体となった「自助」「共助」「公助」の連携による防災・減災に向けた取組を推進しながら、様々な局面に対応可能できるよう防災性を高める必要があります。

# 3

## 市民アンケート結果の概要

### (1) 市民アンケート調査方法

---

#### ① 調査の目的

本市のまちづくりに対する現状の評価や今後のまちづくりに対するニーズ等について意見聴取し、芦屋市都市計画マスタープラン改定の参考とするため、市民意向調査を実施しました。

#### ② 調査期間

令和2年8月28日～9月11日

#### ③ 調査の対象及び回収状況

対 象：市内在住の18歳以上の市民

配 布 数：3,000票（無作為抽出）

回答方法：郵送，インターネット

回 収 数：1,403票

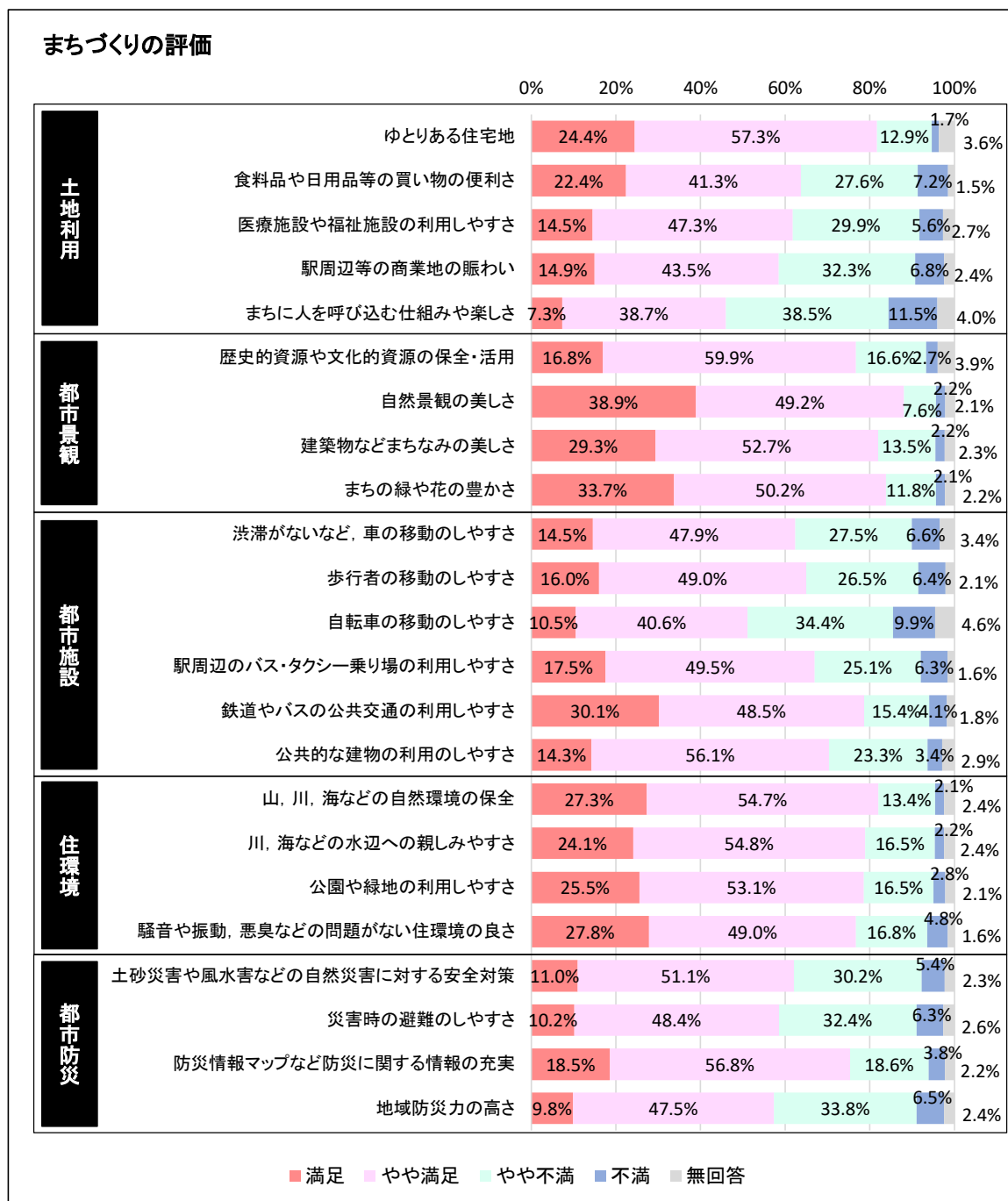
回 収 率：46.8%



## (2) 市民アンケート結果の概要

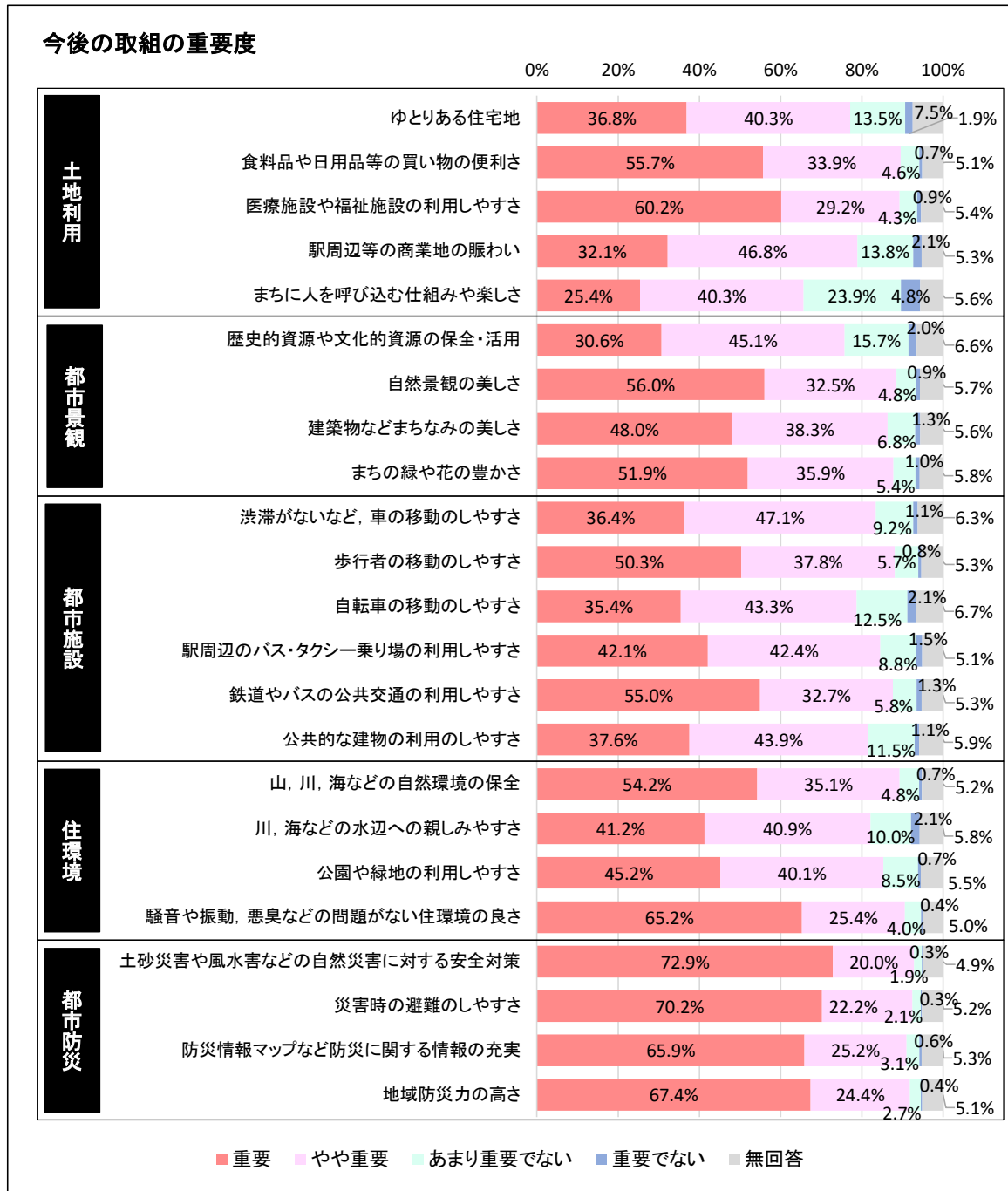
### ◆まちづくりの評価

・まちづくりへの評価（「満足」「やや満足」の割合の合計値）は、「自然景観の美しさ」（88.1%）、「まちの緑や花の豊かさ」（83.9%）、「建築物などまちなみの美しさ」（82.0%）、「山、川、海などの自然環境の保全」（82.0%）など、景観、自然や緑への評価が高くなっています。



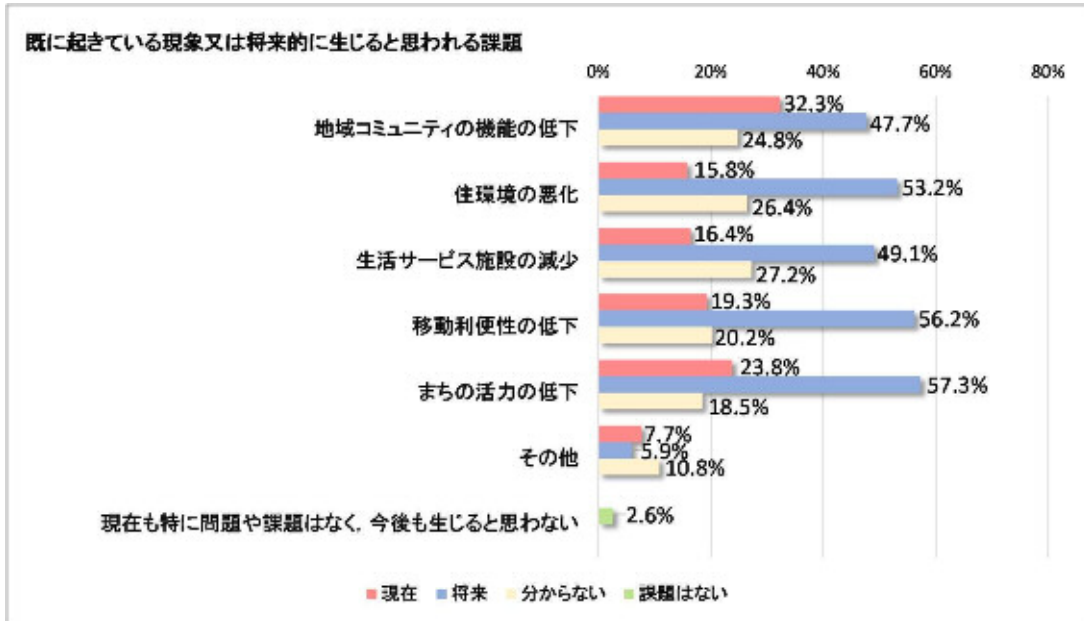
## ◆今後の取組の重要度

- ・今後の取組の重要度（「満足」「やや満足」の割合の合計値）は、「土砂災害や風水害などの自然災害に対する安全対策」（92.9%）、「災害時の避難のしやすさ」（92.4%）、「地域防災力の高さ」（91.8%）など、防災に関する取組への重要度が高くなっています。



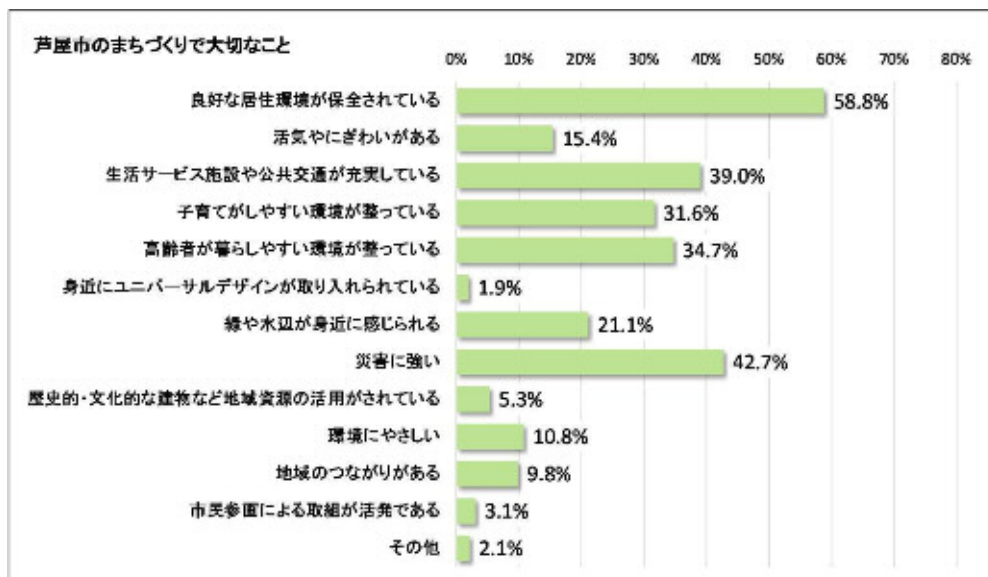
## ◆既に起きている現象・今後生じるおそれのある課題

- ・既に起きている現象は、「地域コミュニティの機能の低下」(32.3%)が最も割合が高く、次いで「まちの活力の低下」(23.8%)、「移動利便性の低下」(19.3%)となっています。
- ・将来的に生じると思われる課題は、「まちの活力の低下」(57.3%)、が最も割合が高く、次いで「移動利便性の低下」(56.2%)、「住環境の悪化」(53.2%)となっています。
- ・既に起きている現象よりも将来的に生じると思われる課題が高いと感じている人の割合が高くなっています。



## ◆まちづくりを進めるうえで大切なこと

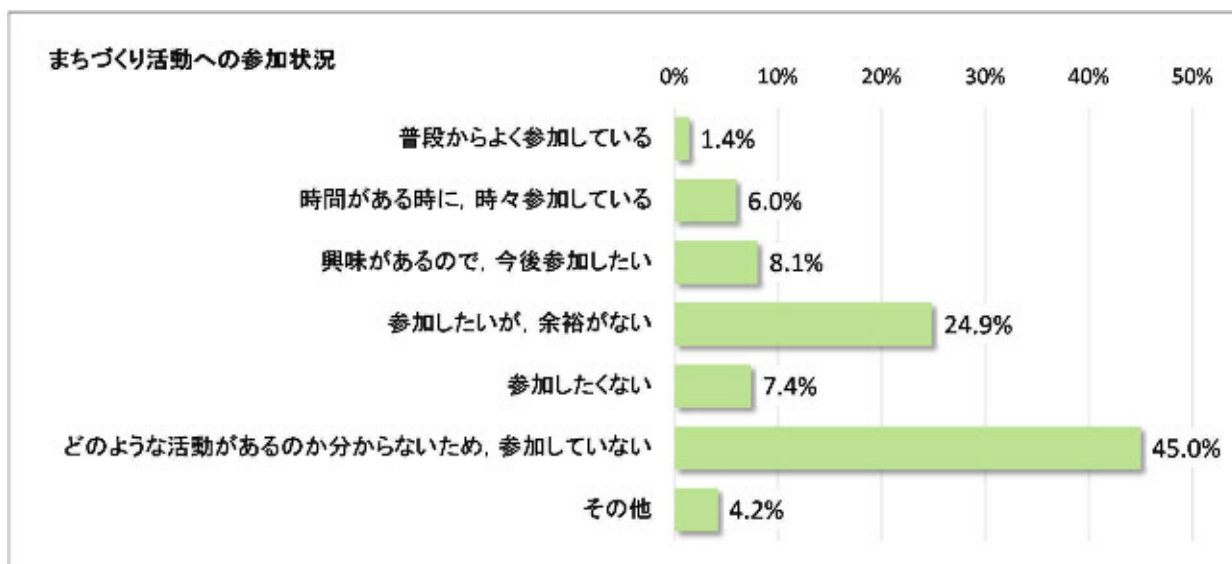
- ・まちづくりを進めるうえで大切なことは、「良好な居住環境が保全されている」(58.8%)が最も割合が高く、次いで「災害に強い」(42.7%)、「生活サービス施設や公共交通が充実している」(39.0%)となっています。



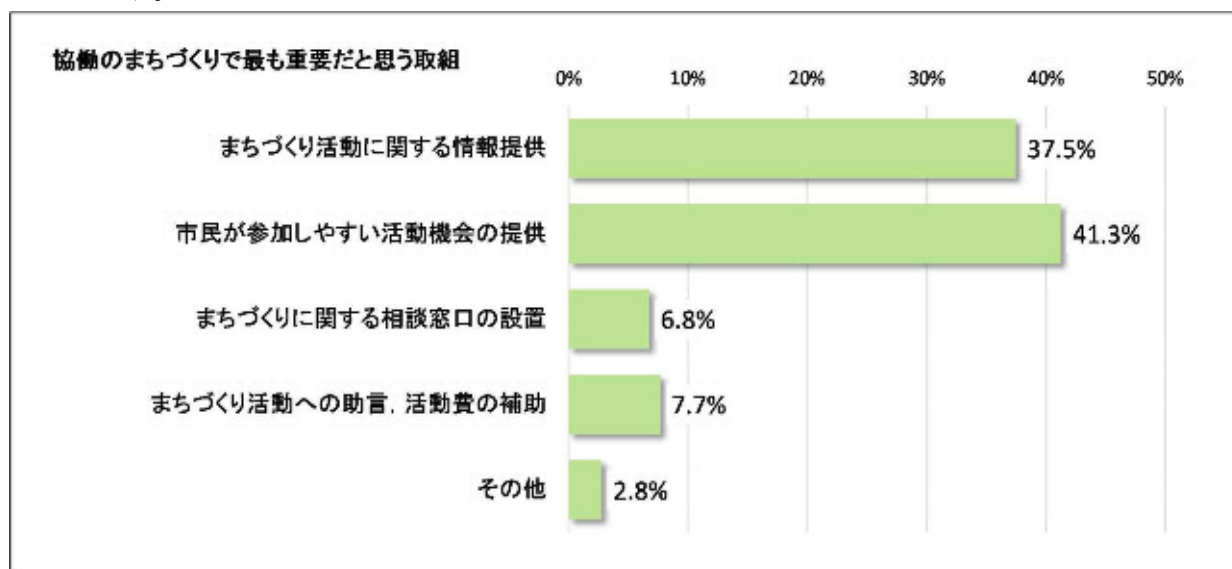


## ◆市民参画, 協働のまちづくりの推進

- ・まちづくり活動への参加状況は、「どのような活動があるのかわからないため、参加していない」(45.0%)が最も割合が高く、次いで「参加したいが、余裕がない」(24.9%)、「興味があるので、今後参加したい」(8.1%)となっています。



- ・協働のまちづくりを進めるために最も重要だと思うことは、「市民が参加しやすい活動機会の提供」(41.3%)が最も割合が高く、次いで「まちづくり活動に関する情報提供」(37.5%)となっています。



# 4

## 全国的な潮流

人口減少、少子高齢化の進展、未曾有の大規模災害発生など、社会情勢が大きく変化していることから、本マスタープランの改定にあたり都市施策に係る全国的な潮流を整理します。

### 人口減少・少子高齢化

我が国では、人口減少や少子高齢化が進み、生活関連サービスの縮小、税収減による行政サービスの低下、地域コミュニティの衰退などのおそれがあります。それらの課題に対応し、持続可能な都市にするためには、今ある生活機能の維持や充実を図るとともに、機能が集積する拠点にアクセスしやすい環境を整えていく必要があります。

### 自然災害への対応

大規模災害に対応するために、広域的な移動手手段の確保や都市基盤整備などのハード施策だけではなく、地域防災活動などのソフト施策も含めた、被害の未然防止や軽減など、災害に強い安全・安心なまちづくりが求められます。

### 環境問題への対応

地球温暖化の影響等により今後も気象災害発生のリスクが懸念されています。地球環境に配慮した低炭素社会の実現に向けて、自動車に依存しない交通環境づくりや自然エネルギー等の活用による環境負荷の低減に向けた取組が求められます。

### インフラの維持更新

今後、公共施設や都市施設等の老朽化が急速に進むことが予測されます。安全な都市基盤を維持していくため、限られた財源の中で、予防保全や長寿命化の視点に立ち、持続的かつ実効的な対策が求められます。

### 技術革新

スマート社会を見据え、情報通信技術（IoT）や人工知能（AI）など先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、新たな価値を生み出すことにより、社会課題を解決し、誰もが快適で質の高い生活を送ることができる社会が求められます。

### 民間活力によるまちづくりの推進

行政だけでは対応が困難な課題や要請に対し、地域組織やNPO、民間などの多様な主体による取組が進められています。市民参画による協働のまちづくりや民間事業者との連携など、民間活力を活かしたまちづくりが求められます。

## 5 改定の視点

本マスタープランの改定に当たっては、現況やこれまでの取組、課題の整理を行い、市民アンケートや都市施策に係る全国的な潮流を踏まえた上で、計画改定の視点について検討しました。

### 視点① 現行マスタープランの継承とさらなる発展に向けた都市づくり

ゆとりある緑豊かな住環境や良好な景観による高質な都市空間の形成などを目指す現行マスタープランに基づく取組は、市民アンケートにおいても、各分野で肯定的な評価が得られていることから、現行マスタープランのまちづくりの理念や方向性については今後も継承していきます。

また、人や環境にやさしい、まちを楽しめるなど、都市の魅力や機能を高め、さらなるまちの発展を目指します。

### 視点② 長期的な人口減少・少子高齢化を見据えた持続可能な都市づくり

人口減少・少子高齢化の進展により、地域経済や生活機能の低下など、市民生活に影響が生じると考えられます。

今後、中心市街地の再開発等による都市の再生、都市拠点機能の維持や充実、都市施設等の適切な管理や更新等により、都市の活力や生活利便性のさらなる向上を図り、持続可能な都市づくりを進めます。

### 視点③ 安全・安心な都市づくり

阪神・淡路大震災からの復旧・復興により都市基盤整備が進められてきましたが、近年では、都市施設の老朽化、今後発生が予測されている南海トラフ地震などの大規模災害への対応など、災害に強い都市づくりが必要です。

未然に被害を防ぐ「防災」や被害をできるだけ抑える「減災」などの視点に立って、必要な都市施設の整備の検討、施設の適切な管理や更新等を図ります。また、市民への防災に関する意識啓発や活動支援など、ハードとソフトの取組による安全・安心な都市づくりを進めます。

### 視点④ 市民参画と協働のまちづくり

価値観やライフスタイルの多様化などによる市民ニーズの変化にきめ細かく対応するためには、行政だけではなく、市民や市民団体、事業者等が協働でまちづくりを進めていく必要があります。

市民参画と協働のまちづくりの実現に向けて、参画機会の創出、多様な手法による情報発信、活動の支援体制の整備など、行政、市民、市民活動団体、事業者などの各主体が活動しやすい環境づくりを進めます。

# 全体構想

- 1 目指すべき将来像
- 2 将来都市構造
- 3 まちづくりの整備方針



# 1

## 目指すべき将来像

### (1) 芦屋市が目指す将来の姿・基本方針

第5次芦屋市総合計画では、目標年度である令和12年度（2030年度）に実現する本市の目指す将来の姿を下記の通り掲げています。

#### ◆芦屋市が目指す将来の姿

第5次総合計画の将来像（芦屋市として今後10年間で目指すべき姿）

**人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市**

人口減少・少子高齢化をはじめ、ICTの急速な発達やグローバル化の進展など、社会情勢が大きく変化している中で、これまでの取組の延長線上だけでは住みやすいまちの持続は難しくなると考えられます。国際文化住宅都市として先人が築いてきた住環境や暮らしに根付く文化、地域のネットワークなど、芦屋ならではのまちの良さを継承しながら、市民と行政が未来を共有し、協働することで、住宅都市としての強みを磨き、さらなる魅力を創造していきます。そして、将来の世代にわたって、人々の笑顔があふれ、誇りを持てるまち、さらには多くの人に憧れと夢を持って選ばれる「住み続けたいまち、住んでみたいまち芦屋」を目指します。

ア シ ヤ ス マ イ ル ベ ー ス  
**ASHIYA SMILE BASE**

～みんなの声を活かして次世代へと人がつながり 誰もがイキイキと暮らすまち～

#### ◆まちづくりの基本方針

**未来の創造 ～ 持続可能な心弾むまちを未来へつなぐ**

**人のつながり** ～ 時代に適い、多様に紡がれるネットワーク

**暮らしやすさ** ～ 地域に包まれ安らぎを感じる暮らし

**資源** ～ 地域資源を活かす、これまでとこれからの融合

## (2) まちづくりの理念・目標

芦屋市総合計画が目指す将来の姿・基本方針に基づき、本マスタープランのまちづくりの理念と方向性、目標を以下のように定めます。

### ◆まちづくりの理念

# び かい ゆう 美, 快, 悠のまち 芦屋

緑豊かな高質な都市空間を実現し、人にも環境にも優しく、  
文化を育む活力ある文化住宅都市を目指します

### ◆まちづくりの3つの方向

## 美

六甲山系の山々や芦屋川、大阪湾などの豊かな自然環境に恵まれた本市の特性を活かすとともに、市民との協働による緑を活かした都市づくりによって、人と自然が調和した美しい都市づくりを目指します。

河川や海岸、公園・緑地、緑豊かな街路、建築物などを連携することにより、まち全体の景観や防災機能を高め、快適で安心な生活空間を創造します。

## 快

市民の多様な価値観やライフスタイルを尊重し、いつまでも住み続けられる、都市機能や生活機能の維持・充実、ユニバーサルデザインの視点に立った快適で人にやさしい都市づくりを目指します。

自然の保全、環境への負荷の軽減など、環境にやさしい都市の形成を目指します。

## 悠

これまで培われてきた本市独自の歴史や文化を継承するとともに、時代の潮流や新たな価値観により、新しい文化が創出されるまちづくりを目指します。

恵まれた自然環境や歴史、文化などの地域資源を活かした、さらなる地域コミュニティの活性化を図ります。

市民と行政の協働の下、成熟都市にふさわしい都市づくりを目指します。

## ◆まちづくりの目標

### 社会変化に対応した快適な都市空間づくり

本市は、駅周辺や生活機能が集積する地区を中心に、利便性の高いまちが形成されていることから、今後も引き続き、生活機能や利便性の維持、充実を図ります。

また、それらの地区をネットワーク化し、移動の円滑化やアクセス性の向上を図ることで、快適な都市空間づくりを推進します。

なお、都市空間づくりにあたっては、スマート社会に対応するための新技術の導入の検討やユニバーサルデザイン等の視点から、分かりやすく、使いやすい、人にやさしい都市空間づくりを推進します。

### 安心して住み続けられる良質な住環境づくり

今後も良好な住環境に配慮した適正な土地利用を図るとともに、ゆとりある緑豊かな住宅地の形成を図ります。

安心して生活できるよう、自然環境の保全、都市基盤の整備や維持管理、ソフト対策の推進により、防災機能を向上し、あらゆる自然災害に対応できる都市づくりを推進します。

様々なライフステージへの対応や既存ストックの適切な管理や有効活用を図り、質の良い住環境づくりを進めます。

### 環境にやさしく潤いのある都市づくり

今ある豊かな自然環境やこれまで育まれてきた芦屋のまちの花と緑を保全するとともに、河川等の身近な自然空間の活用、公園・緑地の維持管理、まちなかの緑化により、人と自然が共生し、潤いのある環境形成を目指します。

また、市民の協力を得て「庭園都市」づくりを進め、自然環境と調和し、快適な都市環境が形成されるような花と緑豊かな都市づくりを進めます。

さらに、地球温暖化対策や公害の抑制など、環境にやさしい都市づくりを推進します。



## 個性と魅力ある高質な都市空間づくり

六甲山系や芦屋川に代表される緑豊かな自然環境と、本市の景観の特徴である歴史的資源を背景とした良好な住宅地景観を保全することにより、芦屋らしい美しい景観の形成を目指します。

市民との協働による良好な街並みの創出により、芦屋のイメージである文化の香りや風格を感じさせる市街地景観の形成を目指すとともに、質の高い成熟した空間を活かした、活力ある都市づくりを推進します。

公園や緑地、河川、歴史・文化的資源、統一された街並み、賑わいのある商業施設等をネットワークすることにより、歩いて楽しい空間づくりを推進します。

## 人とのつながりや交流を育むまちづくり

情報発信や市民参画の機会の創出により、市民の自主的な取り組みを促進し、市民生活の基礎となる地域コミュニティの活性化を図ります。

市民同士のふれあいや交流の機会を増やすとともに市民がまちづくりに参画することで、美しい景観形成、まちの花と緑、災害時の助け合いなどの取り組みを進め、安心して住み続けられる住みよい都市づくりを進めます。

## 2 将来都市構造

### (1) 基本的な考え方

本市が目指す将来の都市構造を「都市拠点」，「都市軸」で構成します。主要な都市機能や生活サービス機能を担う「都市拠点」と，周辺都市との広域的な交流や市内の円滑な移動を支える「都市軸」と緑豊かな街路樹，河川が連携することにより，高質で魅力的な都市空間の形成を目指します。

### (2) 将来の都市構造

#### 都市拠点

##### 中心拠点

商業・業務機能が集積し，阪神間及び本市の主要な広域交流の玄関口である JR 芦屋駅周辺地区を「中心拠点」に位置付けます。市街地再開発事業による土地の高度利用や交通結節機能の強化，既存の都市機能の維持・充実，景観形成等により，本市の顔にふさわしい魅力的な都市空間の形成を図ります。



##### 地域拠点

阪神芦屋駅周辺，阪神打出駅周辺，阪急芦屋川駅周辺，シーサイドセンター周辺，センター地区，岩園橋周辺地区を「地域拠点」に位置付けます。既存の交通，商業，医療，福祉機能等の集積を活かし，市民の生活を支える拠点として，機能の維持や充実化を図ります。



## 医療拠点

救急指定病院に指定されている市立芦屋病院，南芦屋浜病院，芦屋セントマリア病院を「医療拠点」に位置付けます。関係機関と連携して災害時における医療機能の維持・充実や，緊急車両が円滑にアクセスできる環境の整備を図ります。



## みどりの拠点

芦屋市総合公園や芦屋中央公園などの緑豊かな憩いの場となる公園を「みどりの拠点」に位置付けます。市民全体の健康増進やスポーツ振興，レクリエーション活動の場として，また，災害時における避難場所・避難所や災害復旧活動の拠点などとして，公園機能の維持・充実を図ります。



## 海浜ゾーン

芦屋川河口や芦屋キャナルパーク，海浜公園，南芦屋浜地域のマリーナ，潮芦屋ビーチは，都市部に近接する貴重な「海浜ゾーン」に位置付けます。

自然海浜を感じさせながらも，海洋レクリエーション機能の活用や周辺住宅地と調和した都市景観を形成することにより，海浜空間の魅力の維持に努めます。



## 自然共生ゾーン

奥池地区は，現況の地形と自然資源を最大限尊重するとともに，豊かな自然と調和した住環境を創造し，人と自然の新たな共生の在り方を提示する「自然共生ゾーン」に位置付けます。

暮らしのなかで自然を感じられる，緑豊かな住環境を創出します。



## 都市軸

### 広域交流軸

本市を東西に横断する国道2号及び国道43号、阪神高速3号神戸線及び阪神高速5号湾岸線などの広域幹線道路やJR東海道本線などの鉄道は、阪神間はもとより全国をネットワークする軸として、「広域交流軸」に位置付けます。「広域交流軸」の役割を尊重しながらも、住環境への配慮について関係機関と連携を図ります。

広域交流軸  
写真

### 中央都市軸

市街地の中央を南北に通る、「中心拠点」と「文化拠点」を結ぶ芦屋中央線（愛称：花水木通り）を「中央都市軸」に位置付けます。街路樹や水辺が連続するうまいのある道路空間を適切に維持管理するとともに、沿道景観を良好に維持しながら、快適な道路空間の形成を図ります。

中央都市軸  
写真

### 地域環状軸

市街地の外郭を構成する芦屋山麓線、稲荷山線、打出浜線、芦屋浜線、芦屋川左岸線等の主要な幹線道路を「地域環状軸」に位置付けます。市内の円滑な交通処理や地域間交流を担うとともに、災害時における防災機能を発揮するため、ネットワーク化を図ります。

地域環状軸  
写真

## 環境軸

北部の山地から山麓，平坦な市街地，浜の埋立地，海へとつながる地形的条件は，本市の都市環境の大きな特徴です。また，芦屋川や宮川などの河川，街路樹のある道路空間がネットワークでつながり，連続的な都市空間を形成しています。

本市全体を一つの「環境軸」に位置付け，「芦屋庭園都市宣言」を実現していくための取組とともに，水や緑，景観，眺望，風の流れにいたるまで，あらゆる環境がつながる都市づくりを進めます。







## ◆土地利用方針

### ◆基本的な考え方

人口減少や高齢化の進展により、将来的に市街地の低密度化、生活サービス機能や地域活力の低下などが懸念されることから、今後の土地利用にあたっては、良好な住環境や生活利便性の維持・充実を図り、持続可能で暮らしやすいまちづくりを目指します。また、これらの背景を踏まえ、市街地については、現在の市街化区域(面積約 969ha)から拡大を図らないものとします。

### (1)土地利用方針

#### 住居系

良好な住宅地の保全又は形成を図るため、用途の規制や地区計画、条例等の運用により地域特性に応じたまちづくりを促します。

住宅と住宅以外（店舗、事務所、公共施設、病院等）の用途が混在している地域では、多様な生活サービス施設の立地を図りつつ、既存の良好な住環境との調和に努めます。

なお、土砂災害特別警戒区域などの自然災害の発生のおそれのある区域については、市街化の抑制について検討を行います。

#### 商業系

JR 芦屋駅周辺では、本市の玄関口としてふさわしい市街地を形成し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ります。また、鉄道駅周辺をはじめとする既存商業集積地の活性化を図ります。

#### 自然系

市街化調整区域では、優れた自然環境の保全を図るため、引き続き開発行為を抑制します。また、奥池地区の既に開発造成された住宅地では、地区計画に基づく住宅系の土地利用方針の下、現在の自然豊かな住環境を保全します。

## (2)用途別土地利用の体系・方針

土地利用の用途		土地利用の方針
住居系	低層住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「住みよいまちづくり条例」や「地区計画」, 「建築協定」などによる宅地の細分化の抑制など, ゆとりある良好な住環境の保全を図ります。</li> <li>・山手地域や芦屋川沿い, 芦屋浜地域, 南芦屋浜地域の特徴ある低層住宅地は, 「景観地区」や「風致地区」, 「緑の保全地区」及び「建築協定」や「地区計画」などによって良好な住環境を保全します。</li> </ul>
	中低層住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に中低層住宅地として良好な住宅地が形成されている地区は, 「住みよいまちづくり条例」や「地区計画」などにより住環境の保全を図ります。</li> <li>・阪急神戸線から防潮堤線までの市街地部分は, 低層の住宅を主体としながら中層住宅を許容し, 「地区計画」などの運用により住環境の維持・保全及び中層住宅との共存を図ります。</li> <li>・幹線道路沿いは, 中層住宅や商業施設の立地を許容し, 良好な住宅地としての沿道利用を図ります。</li> <li>・住宅と店舗等が共存する岩園橋周辺地区は, 周囲の住宅地と調和を図りつつ, 「地域拠点」として, 多様な生活サービス施設の立地により利便性の向上を図ります。</li> </ul>
	中高層住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中高層住宅地は, 周辺の低層・中低層住宅地の住環境や景観との調和を図ります。</li> <li>・国道2号, 国道43号沿道は, 住宅系用途を中心としながらも, 広域幹線道路沿道の高い利便性を生かして, 商業施設などの立地を許容しつつ, 「地区計画」の運用などにより隣接した住宅地との調和を図ります。</li> </ul>
商業系	商業地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR芦屋駅周辺は, 市の「中心拠点」にふさわしい商業地を形成するため, 土地の有効利用と利便性の向上を図ります。</li> <li>・JR芦屋駅南地区は, 商業地を含めた市街地再開発事業を推進します。</li> <li>・阪急芦屋川駅などの鉄道駅周辺地区や芦屋浜地域のシーサイドセンター, 南芦屋浜地域のセンター地区は, 「地域拠点」として多様な生活サービス施設の立地により利便性の向上を図ります。</li> </ul>
自然系	森林地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市北部の山地は, 優れた自然環境の保全を図るため, 「瀬戸内海国立公園六甲地域」や「近郊緑地保全区域」等の指定により引き続き開発行為を抑制します。</li> <li>・奥池地区の既に開発造成された住宅地は, 住宅系の土地利用方針の下, 「地区計画」に基づき, 自然豊かな住環境を保全します。</li> </ul>



土地利用方針図

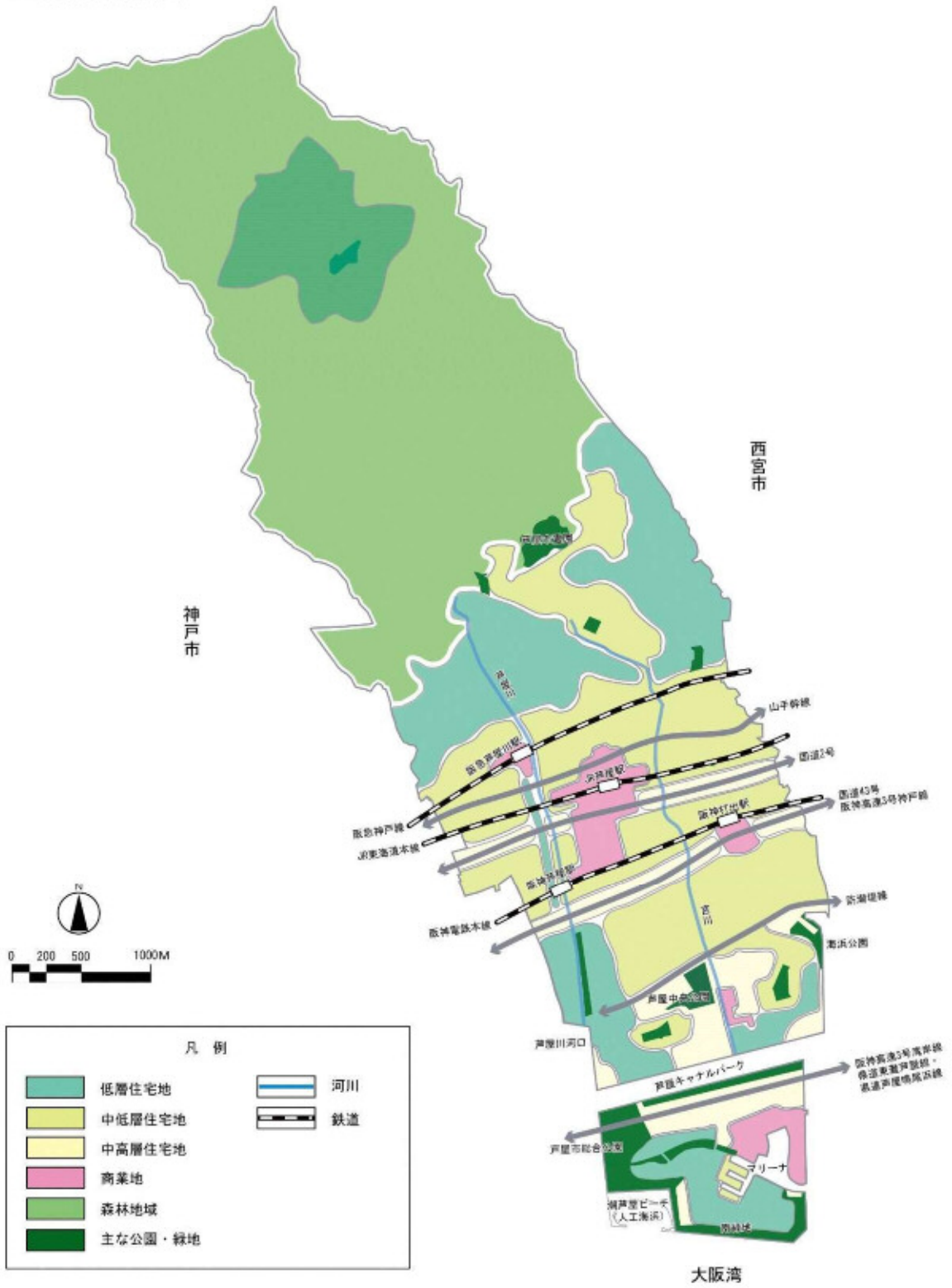


図 土地利用方針図

# ◆交通環境・都市施設等の整備方針

## ◆基本的な考え方

人口減少や少子高齢化の進展を見据え、既存の公共交通については、維持・充実を図るため、公共交通の利用促進や利便性が高まるよう、MaaS※など ICT の活用を図ります。また、交通ネットワークのあり方について必要に応じ検討を行います。

交通の円滑化、安全性向上に加え、防災性の向上等を図るため、市街地におけるネットワーク機能の形成・充実を図ります。また、都市基盤施設については、計画的な整備、維持管理、更新を進めます。

道路や上下水道、公園などの都市基盤施設については、計画的な維持管理、更新等を進め、都市の安全性向上や防災性の向上等を図ります。

公共施設については、統廃合や複合化による施設の総量縮減と官民にとらわれない施設の効率的な運営を図ります。

## (1) 公共交通の整備方針

### 鉄 道

鉄道の安全な運行の確保が図られるよう、関係機関との協議・連携を進めます。

交通事業者や関係機関の協力を得ながら駅舎及び駅周辺のユニバーサルデザイン化など、誰もが利用しやすい環境づくりを進めます。

### バ ス

バス路線の再編による持続可能なバスネットワークの構築やバスロケーションシステムの拡充など、関係機関とも協議・連携しながら利便性向上を図ります。

高齢者や車いす利用者などが乗降しやすい、ノンステップバスの導入を進めます。

公共交通網から離れている地域などにおいて、既存の公共交通等を補完する施策について地元機運の醸成に応じ検討します。

## (2) 交通結節点の整備方針

---

鉄道駅周辺について、利用実態や交通課題を踏まえ、周辺まちづくりを含めた交通結節点機能の充実などの検討を進めます。特に JR 芦屋駅南地区においては、円滑な通行を確保し、本市の南玄関口としてふさわしい魅力あるまちづくりの完成に向けて市街地再開発事業を推進します。

路上駐停車の多い駅周辺については、既存駐車施設の有効活用、違法駐車取締りの継続など関係機関と連携して取り組みます。また、「芦屋市建築物における駐車場施設の附置等に関する条例」に基づく一定規模以上の商業ビル等に対する駐車場の附置義務により、交通の円滑化を図ります。

自転車駐車場については、利用状況に応じ駐車台数の確保に努めます。

## (3) 道路の整備方針

---

### 都市高速道路

阪神高速 3 号神戸線及び阪神高速 5 号湾岸線は、広域流通を支える交通の主軸として、大型車両の通行を受け持つとともに、広域幹線道路における通過交通量の軽減を促します。

### 広域幹線道路

本市を横断する国道 2 号及び国道 43 号は、阪神間のみならず全国を結ぶ国土軸であり、災害時の主要な救援・避難ルートであることから「広域幹線道路」に位置付けます。また、国道 43 号については、広域防災帯の整備を進めます。

## 地域幹線道路・地区幹線道路等

市内交通の基幹となる道路を「地域幹線道路」に位置付けます。また、市民の生活を支え、地域幹線道路にアクセスするための道路を「地区幹線道路」に位置付けます。

交通の円滑化，防災性の向上等を図るため，無電柱化の整備を図るとともに，都市計画道路の優先整備路線や，鉄道との立体交差化などの研究・調査を進めます。。また，必要に応じて都市計画道路の見直しについても行います。

また，すべての歩行者や自転車に優しく快適な空間を提供するため，歩道空間の確保や安全な自転車利用環境の整備，ユニバーサルデザイン化，街路樹の適正な維持管理を図ります。

芦屋川沿岸では，潤いある河川空間を生かして，歩行者が気軽に川辺の散策を楽しむことができる快適で緑豊かな道路空間の形成を図るとともに，安全性の向上を図るため一方通行化を検討します。

橋梁については，安全性の確保と適切な維持管理を行うため，定期的に点検し，必要に応じて修繕や架け替えを進め，合わせて集約化・代替措置の検討を行います。また，道路の維持管理については，市民と協働した取り組みを進めるとともに，民間活力の活用を検討します。

## (4) その他都市施設等

---

### 公園・緑地の保全・形成

誰もが安心して利用でき，市民の交流の場となるようユニバーサルデザインへの対応を図り，老朽化に伴う改修時には，「公園施設長寿命化計画」に基づき，公園・緑地ごとの特性にあわせて施設の更新を進めます。また，効率的な公園・緑地の維持管理を図るため，民間活力の活用を検討します。

芦屋市霊園については，市民の憩いの公園として適切な維持管理に努めるとともに，修景に配慮し，老朽化した施設の改築・更新や安全対策を行うなど，市民が安心して利用できる公園墓地として再整備に取り組みます。

### 下水道施設の整備方針

下水道ストックマネジメント計画等に基づき，下水道施設の延命化及び耐震化，適切な維持管理を図り，劣化状況に応じて施設の建替えの検討を行います。

雨水・汚水を円滑に排除し，浸水被害の防止を図るとともに生活環境の向上及び公共用水域の水質改善に資するよう，高度処理や合流区域の分流化に向けた取り組みを進めます。

## 水道施設の整備方針

安全・安心な水を安定して供給できるよう、老朽化した管路や施設等の改修・更新，配水池等の耐震化に取り組み，災害に強い水道施設の整備を進めます。

また，水道施設の適切な点検・維持修繕の実施による長寿命化と 水需要に応じた管口径や施設能力の適正化を検討します。

## 河川の整備方針

市民の憩いの場となるよう，良好な景観，自然環境に配慮した適切な維持管理を図るとともに，バリアフリー化について関係機関と協議を進めます。

## 生活環境衛生関連

ごみ焼却施設，資源化施設について，安定的な運用に向けて，適正な維持管理及び施設整備に取り組みます。パイプライン施設については，関係者との協議を重ねパイプライン収集に替わる具体的な代替収集方法の検討を進めるとともに，「芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設の運用期間を定める条例」に基づき延命化を図ります。

## 公共施設等の更新及び維持管理

公共施設※については更新時期，規模，場所，用途，利用実態等を勘案し，エリアマネジメントの視点もって統廃合による再配置を進めるとともに，官民にとらわれない施設の効率的な運営を進めます。

また，公共施設や大規模住宅等においては，「福祉のまちづくり条例」等に基づきユニバーサルデザイン化を図ります。





# ◆自然環境・都市環境の保全・形成方針

## ◆基本的な考え方

本市の特徴でもある、六甲山系の緑、芦屋川や宮川などの河川、大阪湾の海など豊かな自然環境を恒久的に保全します。また、地域の特性に応じた適正な規制・誘導や市民との協働による緑化を図り、良好な住環境を保全・育成し、人と自然が共生しながら豊かな暮らしが営まれる快適なまちづくりを目指します。

また、環境にやさしい生活を実現するために、車に依存しない移動の促進等、クールチョイスなどの取り組みを推進し、環境を大切にする生活文化を育成します。

## (1) 人と自然が触れ合う環境づくり

### 自然環境の保全

本市北部に広がる六甲山系に属する山地は、瀬戸内海国立公園にも指定されている優れた自然環境であることから、この地域における開発行為を引き続き抑制し、豊かな緑を恒久的に保全します。

芦屋川及び宮川の両河川や、仲ノ池など、本市の貴重な水辺環境の保全を図ります。市街地内の農地(生産緑地等)については、営農者の協力の下で保全を図ります。

### 海浜環境の保全

芦屋川河口や芦屋キャナルパーク、マリーナ、潮芦屋ビーチ(人工海浜)等は、海の感じられる市民の憩いの場となっていることから、海浜環境の保全を図ります。

### 水と緑の軸の保全・形成

山と海を結び、市街地に潤いを与える芦屋川及び宮川及び緑道は、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観形成にも資する「水と緑の軸」に位置づけます。また、それらを格子状につなぐ街路樹や公園、民有地の緑等により、市全体として人が身近に自然と触れ合う環境を創出します。

## 市民と協働した緑化の取り組み

市街地の緑の保全と都市景観の向上を図るため、「風致地区」や「緑の保全地区」，「地区計画」の運用など，市民・事業者の協力・協働により，緑化を図ります。また，公共公益施設においては，敷地内の緑の保全及び緑化の推進を図ります。

市民や事業者の緑化に対する助成制度の活用促進，緑化活動団体への団体結成や活動の継続・活性化に向けた支援，市民との協働によるオープンガーデンなどの取り組みにより，市民や事業者が緑化活動に参加しやすい環境を整えます。

街路樹，公園・緑地等の維持管理において，市民との協働を図るとともに，民間活力の活用を検討します。

## (2) 環境にやさしいまちづくり

---

公共施設の運用や維持管理においては，積極的な省エネルギー設備の導入など，温室効果ガスの削減に配慮した省エネルギーの推進を図ります。

騒音などの自動車公害などの対策について，引き続き国に対して要望します。

環境にも配慮した交通施策を進めるため，公共交通機関の利用促進，次世代自動車の導入促進等を図ります。

環境に優しい水循環システムを構築するため，宅内の雨水浸透枳や雨水貯留施設，歩道における透水性舗装などの普及及び推進を図ります。

## (3) 良好な住環境の保全・形成

---

空き家の増加による衛生面などの低下や景観，防災性への影響が懸念されることから，現状の実態を把握し，今後の取り組みを検討していきます。

また，良好な住宅ストックの維持，活用への誘導を図るため，住宅相談窓口などを実施するとともに，マンションについては，マンションセミナーを開催し管理組合などに関わりを深めていきます。



自然環境・都市環境の方針図

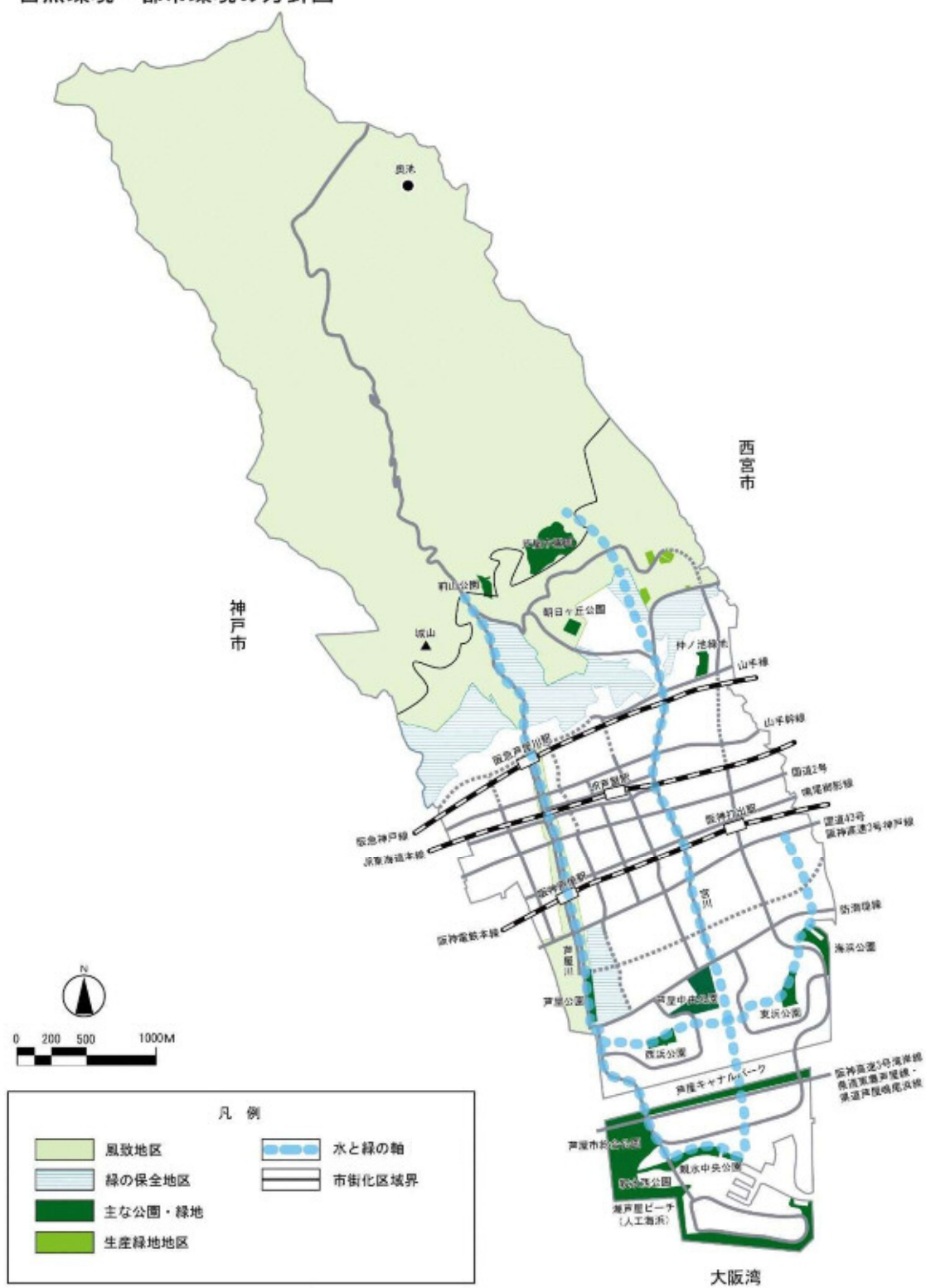


図 自然環境・都市環境の方針図

# ◆都市景観の保全・形成方針

## ◆基本的な考え方

本市の景観は、六甲山の山並みと大阪湾の海の広がり市街地景観の背景となっており、これらの自然景観が景観構造の基本となっています。

芦屋らしいゆとりと風格のある市街地景観を保全・形成するため、市民の参画と協働の下、様々な景観誘導施策を実施してきました。

今後も、これまで築き上げてきた良好な景観を継承するとともに、さらなる発展を目指します。

## (1) 自然景観の保全・形成

### 山の景観（六甲山）

六甲山系は、豊かな自然を守るため、「市街化調整区域」、「風致地区」、「近郊緑地保全区域」、「国立公園」、「保安林」といった区域の指定によって開発行為の抑制が図られており、引き続き、良好な景観を保全していきます。

### 川の景観（芦屋川・宮川）

芦屋川及び宮川は、山と海をつなぐ水と緑の軸であることから、見通しの良い景観回廊として市民に親しまれる景観形成を図ります。特に、本市の都市景観を代表する芦屋川は特徴ある景観の保全・向上のため、芦屋川特別景観地区に基づく規制・誘導や沿岸の無電柱化の整備を図ります。

### 海の景観（大阪湾）

市街地と海辺景観とのつながりを高め、海が感じられるまちなみを保全・形成していきます。また、潮芦屋ビーチが整備された浜辺は、総合公園や潮芦屋緑地の緑と一体となった景観の保全を図ります。

## (2) まちなみ景観の保全・形成

---

### 道路・緑道の景観

道路や緑道においては、街路樹の計画的な更新と適正な維持管理により、連続する緑の良好な景観を保全します。

転落防止柵などの道路施設においても改修する際は、周辺景観に調和するよう配慮します。また、無電柱化による道路景観の向上を図ります。

### 公園・緑地・樹木の景観

公園や緑地は市街地の中におけるまとまった緑の景観として公園樹の計画的な更新と適正な維持管理により景観形成を図ります。また、市民との協働による公園の維持管理や保護樹の保全などにより、良好な景観形成を図ります。

### 建築物等の景観

戸建て住宅や共同住宅、店舗など、さまざまな用途の建築物において、「景観計画」及び「景観地区」、「屋外広告物条例」などに基づいた規制・誘導を図るとともに、「建築協定」や「地区計画」、「まちづくり協定」などの制度を運用しつつ、市民との協働により、地域の特性に応じた景観形成の取り組みを進めます。また、地域の景観要素となっている建築物等については、「景観重要建造物」の指定等により、保全・活用を図ります。

本市に残る貴重な史跡や優れた歴史的建造物など、歴史的・文化的資源の文化財指定・登録等により保存・活用を図ります。

### にぎわいの景観

JR 芦屋駅南地区の市街地再開発事業では、中心商業地にふさわしいにぎわいのある都市景観の形成を図ります。JR 芦屋駅と阪神芦屋駅を結ぶ市街地及びその周辺では、旧宮塚町住宅などの文化財を活かし、地域の活性化を図るとともに、人々が歩いてまちを楽しめ、居心地の良い空間づくりなど、景観的に魅力ある商業空間を創出します。



# ◆都市防災の方針

## ◆基本的な考え方

本市が経験した阪神・淡路大震災や東北地方で発生した東日本大震災では、想定外と言われた地震と津波により甚大な被害が発生しました。また、近年では勢力の大きい台風や豪雨により、土砂災害や水害等の被害が全国各地で起きています。

これまでの大規模災害の教訓や近年の災害発生状況を踏まえ、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、「芦屋市地域防災計画」や「芦屋市強靱化計画」に基づき、無電柱化など都市の防災構造の強化に資するハード面の整備とともに、市民の防災意識の向上や自主的な防災活動の促進といった地域防災力の向上などのソフト面の対策を進めます。

## (1) 防災系緑地の形成

### 山地の防災対策

北部の山地は、ほぼ全域が砂防指定区域及び保安林※に指定されていることから、防災系緑地として保全を図ります。また、土砂災害の発生を未然に防止するために、治山、砂防対策を講じるよう関係機関と協議して進めます。。

### 公園・緑地の防災機能確保

市街地における緊急時の避難場所となり火災時の延焼防止機能をもつ公園・緑地については、適切な維持管理やオープンスペースの確保を図ります。

### 防災緑地軸の保全・形成

防災機能を有する公園・緑地や緑道を有機的に連続し、災害時に安全な避難行動がとれるよう、広域避難場所とをつなぐ防災緑地軸を保全・形成します。

## (2) 防災活動基盤の形成

---

### 防災路線の整備

災害時における救援物資の輸送路や避難路などの役割を果たす重要な路線については、無電柱化等により防災機能の充実を図るため関係機関と連携し、災害に強い基盤整備を推進します。

#### ◆緊急輸送道路

東西方向の広域幹線道路である山手幹線、国道2号、国道43号、阪神高速3号神戸線及び阪神高速5号湾岸線、県道東灘芦屋線、県道芦屋鳴尾浜線を、「緊急輸送道路」とし、災害時の救援物資の輸送などに重要な役割を果たすため、無電柱化等による防災機能の充実など、関係機関と協議を図ります。

#### ◆防災重要路線・防災路線

市街地の外郭を構成する芦屋山麓線、稲荷山線、芦屋浜線及び打出浜線などの路線は、「防災重要路線」に位置付け、格子状の道路網を形成する補助幹線道路は「防災路線」に位置付けます。

円滑な物資の輸送や安全な避難ルートとして、未整備区間については整備に向けた取り組みを進めるとともに、既存の道路については適切な維持管理を行うことにより安全な道路空間の確保を図ります。

### 防災活動拠点の機能充実

#### ◆防災中枢拠点

災害時に全市的な防災活動の中心となる、市役所及び消防署を「防災中枢拠点」に位置付け、迅速な災害対応に資する環境整備や、適正な管理を図ります。

#### ◆地域防災拠点・地区防災拠点

「地域防災計画」に基づき指定された小中学校を「地域防災拠点」、地区集会所、公園等を「地区防災拠点」に位置付け、防災設備の設置や防災用資機材・備蓄の確保など、防災拠点として機能強化、拡充を図ります。また、災害時の飲料用耐震性貯水槽の配置箇所や防災訓練等の周知を図ります。



## ◆救護拠点

「地域防災計画」に基づく災害対応病院である市立芦屋病院，南芦屋浜病院，芦屋セントマリア病院を，「救護拠点」に位置付け，災害時における医療機能の維持・充実を図ります。

## ◆救援物資集積拠点

南芦屋浜地域のマリーナの東側の整備された耐震護岸は，海からの物資輸送に対応できる「救援物資集積拠点」に位置付けます。

## 災害に強いまちづくりの推進

### ◆安全な都市基盤等の確保

道路，上下水道，公園の都市基盤施設について定期的な点検を行うとともに，優先度に応じた修繕，更新を実施するなど，計画的・効率的に老朽化対策を推進します。

民間住宅の耐震化については，「芦屋市耐震改修促進計画」に基づき，耐震診断及び耐震改修を促進します。

また，無電柱化により，平常時の消火・救助活動を円滑にし，災害時に電柱の倒壊による道路閉鎖を防ぐとともに，電気や通信などのライフラインの安定供給を確保します。

### ◆地域防災力の向上・情報の周知

災害に迅速に対応するため，地域の防災士，自主防災組織へ防災訓練や，「地区防災計画」の策定などの支援を行い，市民の自主的な防災活動を促進します。

また，災害時の避難路・避難場所等に関する防災マップなどの充実を図り，迅速で安全な避難行動のために必要な情報の周知及び避難体制の確立を図ります。

南海トラフ巨大地震等の防災・減災対策については，関係機関と連携して検討を進め，関連情報を市民に積極的に提供します。

# 都市防災の方針図



図 都市防災方針図